

Q64 療育手帳をもらってはいませんが、知的に少し劣る面があり、現在知的障害者の授産施設に通所中の男性ですが、通帳や印鑑は母親が保管していたところ、訪問販売で、販売員に言われて自分で通帳を作ってクレジット契約をしてしまいました。母親が後で事情を知り、止めたのですが、絶対自分で払えると言ってきました。どうしたらいいでしょうか。

知的障害者の場合、本人が物の購入などに固執する 경우가少なくありません。本人が買いたいと思いついてしまうと支払能力や支払計画などを考えず暴走しそうになることは多いようです。

障害者が失敗を通じて学んでいくことを考えれば直ちに取引を制限したり、やめさせるのではなく、こうした場合でもまず本人に取引の問題性をよく理解するようにできる限り説得し、時には第三者にも説得してもらい、本人に問題点を気付かせるよう努力をすべきです。極めて多額の負債を負担し、本人が経済的に破綻することが誰の目にも明らかで、クーリングオフ期間満了が迫っている場合など、ごく例外的な場合には、無理にでも本人に承諾してもらって解約交渉を進めなければならない場合もあり得るでしょう。しかし、本人が本当に取引の問題性を理解しなければ同じことが何度も起きるのではないのでしょうか。

また、成年後見制度の活用も検討すべきです。この場合、契約日が成年後見の申立前であっても、比較的近接していれば、解約交渉は当然有利になります。